

消費税増税がもたらす情報システムへの影響について
(後篇)

株式会社クロスフィールド
磯貝 光一

◎はじめに

去る10月1日、安倍首相は来年4月1日から8%への消費税率引き上げを予定通りに実施する旨の発表を正式に行いました。一方で、2015年10月における10%への引き上げについては、景気動向を見ながら決定すべきと慎重なコメントを残しています。年初に公表された2013年度税制改正大綱の中では、「消費税率の10%引き上げ時に、軽減税率制度を導入することをめざす」と明記され、与党による軽減税率調査委員会も設置され、導入に向けた課題整理並びに方向性の検討が着々と進んでいると推測されますが、現時点では、まだその内容について明らかになっていません。2015年10月まで約2年間ありますが、軽減税率の導入は企業に多くの事務負担をもたらすと一般的には考えられているため、企業としては一刻も早くその方向性を理解し、対応に向けた準備を進めていきたいところでしょう。

本編では、諸外国の軽減税率の制度を参考にしながら、今後の方向性を先読みし、企業が取るべき対応、とりわけ情報システムへの手当てについて考察してみようと思います。

◎諸外国の軽減税率制度

日本の消費税と同様の仕組みを持つ税制として付加価値税があります。付加価値税は、世界各国で採用されており、またほとんどの国で食料品を中心とした生活必需品に対して軽減税率を適用しています。

以下、財務省のデータを参考に欧州の代表的な国の付加価値税制の特徴について整理してみましょう。

(2013年1月現在)

区分	フランス	ドイツ	イギリス
施行	1968年	1968年	1973年
納税義務者	有償により財貨の引渡又はサービスの提供を独立して行う者及び輸入者	営業又は職業活動を独立して行う者及び輸入者	事業活動として財貨又はサービスの供給を行う者で登録を義務づけられている者及び輸入者
非課税取引	不動産取引 不動産賃貸 金融・保険 医療 教育 郵便等	不動産取引 不動産賃貸 金融・保険 医療 教育 郵便等	土地の譲渡・賃貸 建物の譲渡・賃貸 金融・保険 医療 教育 郵便 福祉等
標準税率	19.6%	19%	20%
ゼロ税率	なし	なし	食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築、障害者用機器等
軽減税率	旅客輸送、肥料、宿泊施設の利用、外食サービス等(7%) 書籍、食料品等(5.5%) 新聞・雑誌、医薬品等(2.1%)	食料品、水道水、新聞・雑誌・書籍、旅客輸送 宿泊施設の利用等(7%)	家庭用燃料及び電力等(5%)
食料品に対する軽減税率(ゼロ税率)の考え方	原則5.5%の軽減税率。但し、一部品目について限定列挙して除外。	軽減税率を適用する食料品を限定列挙。	原則ゼロ税率。但し、一部品目について限定列挙して除外。

(注) 財務省ホームページ 主要国の付加価値税の概要から抜粋、一部加工

上表を見て分かる通り、フランス、ドイツ、イギリスの付加価値税は、標準税率は約20%とほぼ同じ水準、軽減税率品目(ゼロ税率品目含む)についても似通った内容ですが、その軽減税率の水準については少し違いがあるようです。

イギリスでは、食料品をはじめとする生活必需品全般に亘ってゼロ税率が適用されていますが、フランス、ドイツでは7%以下の軽減税率が適用されています。またフランスにおいては、複数の軽減税率が設定されている点が特徴と言えるでしょう。更に、食料品の範囲については、フランスとイギリスでは軽減税率の適用から除外する品目を限定的に定義しているのに対して、ドイツでは軽減税率適用品目そのものを限定列挙している点において差が生じています。

次に、欧州における仕入税額控除の方式についてご紹介いたします。

軽減税率の導入は、複数の税率のもとで税額計算を行うことを意味しています。日本の現行の消費税のように単一の税率であれば、税込の支払対価に一定の率（税率 / (1 + 税率)）を乗じる方式で仕入税額控除の計算を行うことが可能ですが、複数の税率が存在する場合には、その取引に適用されている税率を個別に把握してその仕入額に含まれている税額を計算しなければなりません。このため、欧州のほとんどの国では、国が定める項目を記載したインボイスの発行を事業者が義務付け、そのインボイスに明記されている税額をもって仕入税額控除の計算を行う仕組みを確立しています。

下表は、フランス、ドイツ、イギリスのインボイス方式の概要を示していますが、発行者の資格・義務者の項目に若干の違いはあるものの、基本的に同じ内容となっています。ポイントは、納税義務者であることを証明する付加価値税登録番号を記載し、個々の取引の税抜価格、適用税率、税額をインボイス上に明記することにあります。

(2013年1月現在)

	フランス	ドイツ	イギリス
仕入税額控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除	インボイス保存が要件 インボイス記載の税額を控除
発行資格・義務者	事業者 ※ 免税事業者は税額記載不可	事業者 ※ 免税事業者は税額記載不可	登録事業者 (登録番号が付与される) ※ 非登録事業者(免税事業者)は発行不可
記載事項	<ul style="list-style-type: none"> 年月日 付加価値税登録番号 供給者の住所・氏名 発行番号(連続番号) 顧客の住所・氏名 財貨・サービスの内容 税抜対価 適用税率・税額 等 	<ul style="list-style-type: none"> 年月日 付加価値税登録番号 供給者の住所・氏名 発行番号(連続番号) 顧客の住所・氏名 財貨・サービスの内容 税抜対価 適用税率・税額 等 	<ul style="list-style-type: none"> 年月日 付加価値税登録番号 供給者の住所・氏名 発行番号(連続番号) 顧客の住所・氏名 財貨・サービスの内容 税抜対価 適用税率・税額 等

(注) 財務省ホームページ 主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要から抜粋

◎想定される日本の軽減税率制度

仮に、日本において軽減税率が導入される場合、どのような制度となるのでしょうか。

以下、欧州諸国の状況、並びに税務大学校研究部教授の高田具視先生の考察(国税庁ホームページ掲載の論叢46号)を参考にしつつ、個人的な見解も交えながら考えてみましょう。

まず、軽減税率対象品目ですが、食料品を中心とした生活必需品に限定されることは言うまでもありません。問題はその範囲にあります。高田先生が指摘されている通り、食料品は最終消費財としての食料品に限定される、すなわち小売り段階で取引される食料品のみが軽減税率適用の品目になる案が有力と考えられるでしょう。また、外食産業や宅配業者による食料品の提供については、イギリスでは軽減税率の範囲から除かれており、フランスでは食料品と異なる軽減税率が適用されています。いずれも食料品とは一線を画して扱われおり、日本においても同様の扱いが想定されます。さらに、食料品以外の生活必需品の範囲ですが、欧州諸国の例を踏襲するのであれば、水道、ガス等のインフラ公共サービスや新聞、雑誌、書籍の出版物、旅客輸送、医薬品

等が含まれることになるでしょう。

次に、軽減税率品目に適用される税率ですが、既存の税率を引き下げるとは税収面から考えて選択しにくいと思いますので、生活必需品に適用される軽減税率は10%に引き上げられる直前の税率、すなわち8%が有力と言えるでしょう。しかしながら、欧州諸国の標準税率と軽減税率の関係を見ると、軽減税率は標準税率の半分以下のケースが多く、また8%と言う水準は、上記3カ国の軽減税率の水準を上回っていることも踏まえると、当初の軽減税率としては8%未満の率を設定する可能性も否定できません。

インボイス方式については、どのような形で導入されるのでしょうか。

日本では、既に請求書を発行する商慣習が根付いていることを考えると、新しい書式を導入するというより、現行の請求書にいくつかの項目の追加し、新たな請求書の発行を義務付けることが有力と考えられます。具体的には、取引単位で適用された消費税率及び税額の記載を義務付けるとともに、消費税課税事業者を証明する何らかの番号を印字することが必須になるでしょう。

なお、免税事業者は、これらの項目を印字することなく、今まで通り取引金額が記載された請求書を発行すれば足りることになります。

◎情報システムへの影響と対策

このような軽減税率制度が仮に導入された場合、企業は具体的にどのような対応を取るべきでしょうか。

軽減税率適用品目を取り扱うか否かにかかわらず、すべての企業は、先に述べたインボイス方式を満たす新しい請求書を作成する仕組みを早期に構築しなければなりません。同時に、新たに作成・発行される請求書に基づいて、仕入及び経費を計上できる仕組みについても構築する必要が生じてきます。これを消費税の観点から言えば、インボイス方式に基づいて計算・集計される売上に係る消費税の情報を保持し、また新たに発行される請求書上の仕入及び経費に係る消費税情報を保持する仕組みを構築するということになります。そして、これらの情報をもとに、消費税申告書を作成する仕組みを企業は構築していかなければなりません。

以下、消費税計算を正確に行う観点から、企業の情報システムに要求される新たな機能について洗い出してみましょう。

① インボイス方式に対応した請求書作成機能

インボイス方式に基づき請求書を作成する場合、新たに次の項目を印字することになります。

- ・ 自社が課税事業者であることを証明する番号
- ・ 取引にあたって適用された消費税率及び消費税額

消費税率については、軽減税率適用品目を取り扱う場合、品目により印字する消費税率及び消費税額計算が異なりますので、これらの処理が可能となるように、例えば品目単位で消費税率を登録できるようなシステム上の工夫が必要です。

また、増税時や軽減税率適用品目の追加を想定しながら、消費税率の保持方法を検討しておくことも重要な視点です。

② 複数税率を前提とした売上に係る消費税額の計算・集計機能

軽減税率適用品目を取り扱う企業は、複数の税率に基づき取引単位毎に消費税を計算し、適用税率毎に消費税額の集計が可能となるような仕組みが必要です。

また、複数の軽減税率適用品目を取り扱う場合には、その区分毎に消費税額を集計できるようにしておくことも必要です。

③ 上記情報と整合性を取りながら仕訳を作成する機能

売上に係る消費税の集計はそれ自体直接行うことも可能ですが、現行の消費税における仕入税額控除の要件の一つとして、帳簿の記録を前提としていることから、売上に係る取引

及び消費税の情報を仕訳情報として保持することが不可欠な要素となります。
また、これら仕訳情報は、申告書作成時の検証証作業において有用な情報となり、その意味からも整合性を図る形で仕訳情報を生成する機能は不可欠と言えるでしょう。

④ インボイス方式を前提とした仕訳入力機能

軽減税率適用品目を取り扱わない企業においても、他社の食料品、新聞、書籍、雑誌、旅客輸送といった軽減税率適用品目を購入することを想定しておかなければなりません。
インボイス方式に基づき新たに発行される請求書には、以下の情報が追加されています。

- ・ 課税事業者を証明する番号
- ・ 適用税率
- ・ 消費税額

課税事業者を証明する番号は、取引先マスタ等に登録しておくことにより、データ照会時に役立つことが想定されます。

適用税率や消費税額の情報は、仕入税額控除の計算を正しく行うために必要な項目となりますので、仕訳登録時に新たにこれらの情報を入力もしくは照合する機能が必要となるでしょう。

また、今後は、相手方が免税事業者である場合には、消費税を計算せず、仕入税額控除の計算に含めない処理を行うことが義務付けられますので、この点についても仕訳作成時に課税区分等を選択して処理できるような工夫が必要です。

⑤ 仕訳データに基づき仕入税額控除の金額を集計する機能

上記で仕訳入力された仕入及び経費に係る消費税額を帳簿データから集計する機能が必要です。しかも、複数税率及び複数の軽減税率適用品目毎にこれらの消費税額を集計できる機能が必要となってくるでしょう。

⑥ 新たな消費税申告書で要求されるデータを集計する機能

これについては、制度の導入が実際に決定され、国税庁により新しい申告書書式が公表されない限り、具体的な要件は明確になりませんので、企業は今後の動向に注意しておく必要があるでしょう。

以上、消費税の計算及び集計を正確に行う観点から、企業の情報システムに必要な機能を洗い出してみました。この他にも、POSレジシステム、販売管理システム、受注管理システム、営業管理システム等、企業が有する情報システムの多くの箇所に軽減税率導入の影響が生じるものと想定されます。実際の対応にあたっては、企業が有する個々のシステムにおいて実装されている消費税ロジックを正確に把握し、制度趣旨を十分に理解した上で、新しい要件を反映していくステップを取るようになるでしょう。

◎最後に

与党の当初の計画によれば、今秋には軽減税率制度の方向性に関する中間報告が発表される予定でしたが、現時点ではまだ何の発表もありません。最近の安倍首相や自民党税制会長のコメントを聞き限り、軽減税率問題については当初よりもかなりトーンダウンしているように見受けられます。中小企業団体の大きな反発もあり、また税収が減少する側面も考えると、結論は先送りされる可能性が非常に高いかもしれません。また、10%引き上げ時点では軽減税率の導入は見送られるかもしれません。年末に向けて軽減税率調査委員会の動向に注目しましょう。